

告示

埼玉県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

理事 田口 義英 埼玉県春日部市小平五百三十四番地

監事 川島 二六 同 越谷市大字大道二百五十八番地

二 退任

職名 氏名 住所

監事 内田 勝康 埼玉県春日部市一ノ割六百八十七番地